

専決処分した事件の報告について

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

霧島市長 中 重 真 一

専決第4号

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市条例第14号  
令和5年3月31日

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

#### 霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和4年度分の介護保険料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改め、「(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)」を削り、「令和4年4月1日以降」を「令和5年4月1日以降」に改め、「該当する者」の次に「であつて、当該減免に係る申請を令和6年3月31日までに行ったもの」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。